

令和5年度千代野まちづくりネット総会

日時：令和5年4月29日（土祝）10時から
場所：千代野公民館本館2階多目的ホール2

次 第

1. 開 会 の 辞
2. 会長挨拶
3. 来賓祝辞
4. 議 長 選 出
5. 議 事
 (第1号議案) 令和4年度事業報告
 (第2号議案) 令和4年度決算報告
 (第3号議案) 令和4年度監査報告
 (第4号議案) 令和5年度事業計画（案）
 (第5号議案) 令和5年度収支予算（案）
 (第6号議案) 令和5年度役員等選任（案）
 そ の 他
6. 閉 会 の 辞

(第1号議案) 令和4年度事業報告

年	月	取組項目	内 容
令和4年	4	(17日)第1回運営会議 (23日)総会	令和4年度総会について 令和3年度実績及び令和4年度計画について
	5	(23日)第2回運営会議	ちよにてい No.4、親子防災イベント、個別避難計画等について
	6	(20日)第3回運営会議 (23日)ちよにてい No.4 発行 (28日)第4回運営会議	事業計画見直し及び役割分担について 第1回役員会について
	7	(3日)第1回役員会 (15日)第1回個別避難計画協議	事業計画の見直しについて 関係団体代表者等会議
	8	(5日)第5回運営会議 (10日)個別避難計画説明会 (25日)第2回個別避難計画協議	個別避難計画説明会について
	9	(27日)第6回運営会議	親子防災イベントについて
	10	(16日)親子防災イベント開催 (27日)第7回運営会議 (30日)第2回役員会	第2回役員会について SDGs 研修会及び予算の見直しについて
	11	(15日)広報担当者会議	ちよにてい No.5 について
令和5年	1	(26日)第8回運営会議	個別避難計画、ワークショップについて
	2		
	3	(7日)第9回運営会議 (12日)第1回ワークショップ開催 (15日)第10回運営会議 (26日)第3回役員会	ワークショップについて テーマ：千代野まつり 第3回役員会について 令和4年度実績及び令和5年度計画について

(第2号議案) 令和4年度決算報告

期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

【収入の部】

(単位：円)

内容	予算(A)	決算(B)	増減(B)- (A)	内訳など
前期繰越額	9,006	9,006	0	
補助金	500,000	500,000	0	活動支援補助金
利息	2	2	0	
寄付	0	0	0	
合計	509,008	509,008	0	

【支出の部】

内容	予算(A)	決算(B)	増減(B)- (A)	内訳など
会議費	50,000	44,975	△ 5,025	資料印刷費、お茶
研修費	30,000	20,000	△ 10,000	SDG s 研修会講師謝礼
広報費	50,000	59,000	9,000	プリンタカートリッジ
通信費	72,600	6,050	△ 66,550	12,100円 市より返金
事業費	100,000	111,433	11,433	親子防災イベント ワークショップ 個別避難計画
ホームページ運用費	80,000	62,640	△ 17,360	
運営スタッフ謝礼	95,000	95,000	0	
諸経費	20,000	101,950	81,950	プリンタ複合機、モバイルスクリーン、掃除用ブロワ、アクリル板封筒代等
予備費	11,408	0	△ 11,408	
繰越額		7,960	7,960	
合計	509,008	509,008	0	

監査報告書

千代野まちづくりネット 監査報告

千代野まちづくりネットの令和4年度収支決算について

会計諸帳簿に基づき監査しましたところ、その内容は適正

かつ正確であることを認めます。

令和 5 年 4 月 4 日

千代野まちづくりネット

監事 橋本博良



監事 川島真希



(第4号議案) 令和5年度事業計画(案)

1. 基本的な考え方及び主要事業

令和6年度から実施される予定である公民館のコミュニティセンター化を見据え、各種団体間の協力体制を向上させるとともに公民館としっかり連携しながら千代野地区の課題解決のための取組を進めていくものとする。

(1) プロジェクト

①人材発掘プロジェクト(継続)

- ・親子防災イベントの実施

〈概要〉

日時 令和5年10月15日(日)10時~12時

場所 千代野小学校体育館またはグラウンド

- 内容
- ・防災クイズ
 - ・防災体験(段ボールベッド、簡易トイレ、毛布担架、間仕切りなど)
 - ・防災工作コーナー(チラシで食器づくりなど)
 - ・防災スポーツ(水消火器的当て、毛布で担架タイムトライアルなど)

参加者 100人(目標)

予算 80,000円(参加者体験防災グッズ等にかかる経費ほか)

②防災プロジェクト(継続)

- ・個別避難計画の策定

(ア)個別避難計画とは

災害時に避難行動要支援者の避難支援が円滑にできるよう、あらかじめ一人ひとりについて誰が支援して、どこの避難場所にどうやって避難させるか計画するもの

(イ)戸別訪問調査(6月~8月)

町内会長、町内会班長、福祉協力員、民生委員児童委員等による個別訪問調査

(ウ)調査結果をとりまとめ個別避難計画(案)を作成(9月~11月)

- ・予算 20,000円(会議費等)

③事業検討プロジェクト(継続) 地域の行事見直し案の検討

- ・ワークショップの開催(研修も兼ねて実施する。)

(ア)千代野まつりの新規イベント案検討

(イ)まちづくりをテーマとした事業案検討

- ・予算 40,000円(研修費)

④環境美化プロジェクト(新規)

(ア)清掃ボランティアのネットワーク構築

(イ)中央公園クリーン作戦(6月)

(ウ)いちょう大通りクリーン作戦(10月)

- ・予算 50,000円(清掃資機材、お茶等)

2. 事業計画

年	月	取組項目	内 容
令和5年	4	総会	令和4年度実績及び令和5年度計画について
	5	広報第6号発行	
	6	中央公園クリーン作戦 第1回役員会	個別避難計画、広報第7号について
	7	第2回ワークショップ	テーマ：千代野まつり②
	8	広報第7号発行	
	9	第2回役員会 第3回ワークショップ	第3回ワークショップ、親子防災イベント、個別避難計画、広報第8号等について テーマ：まちづくり①
	10	親子防災イベント いちょう大通りクリーン作戦 広報第8号発行	
	11	第3回役員会	個別避難計画、広報第9号について
令和6年	1		
	2	広報第9号発行 第4回ワークショップ	テーマ：まちづくり②
	3	第4回役員会	令和5年度実績及び令和6年度計画について

(第5号議案) 令和5年度収支予算(案)

期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

【収入の部】

(単位：円)

内容	予算額(A)	前年度決算額(B)	増減(A)-(B)	内訳など
前年度繰越金	7,960	9,006	△ 1,046	
補助金	500,000	500,000	0	活動支援補助金
利息	2	2	0	
寄付	0	0	0	
合 計	507,962	509,008	△ 1,046	

【支出の部】

(単位：円)

内容	予算額(A)	前年度決算額(B)	増減(A)-(B)	内訳など
会議費	50,000	44,975	5,025	お茶、インク、コピー代等
研修費	40,000	20,000	20,000	ワークショップ
広報費	50,000	59,000	△ 9,000	ちよにてい発行費
通信費	0	6,050	△ 6,050	Wi-Fi運用費
事業費	150,000	111,433	38,567	親子防災イベント 80,000円 個別避難計画調査費 20,000円 クリーン作戦実施費 50,000円
ホームページ運用費	80,000	62,640	17,360	
役員報酬	95,000	95,000	0	スタッフ謝礼
諸経費	20,000	101,950	△ 81,950	
予備費	22,962	0	22,962	
次年度繰越金	0	7,960	△ 7,960	
合 計	507,962	509,008	△ 1,046	

(第6号議案) 令和5年度役員等選任(案)

役員

No	役職	氏名	所属	住所	備考
1	会長	宮本 伸一	千代野公民館	南2	
2	副会長	北出 達也	千代野町内会連合会	西3	
3	〃	松本 秋広	防犯協会千代野支部	南1	新
4	会計	加藤 俊光	元千代野町内会連合会	東3	
5	理事	三輪 敏男	千代野町内会連合会	東5	
6	〃	海道 健一郎	交通安全協会千代野支部	西6	
7	〃	館 慎也	白山市北消防団北星分団	東1	
8	〃	太田 尚樹	千代野防災支援アマチュア無線 クラブ・ダンディパパ	南2	
9	〃	島 清徳	千代野地区防災委員会	東6	
10	〃	小谷内 由彦	千代野体育協会	南2	
11	〃	山下 芳文	千代野地区社会福祉協議会	東2	新
12	〃	鴻丸 勲	千代野はいかい対策委員会	東1	
13	〃	村上 昇吉	千代野あじさい会	南1	
14	〃	池田 政江	千代野ボランティア枝の会	東4	新
15	〃	緑 洋子	千代野彩め会 配食ボランティア	東5	
16	〃	栃折 正	千代野文化協会	西3	
17	〃	赤池 了	千代野まつり保存会	西6	
18	〃	濱井 富枝	千代野音頭保存会	西6	
19	〃	笹井 力哉	千代野小学校PTA	西4	新
20	〃	山中 力	北星中学校PTA	西4	新
21	〃	斎藤 佑紀	千代野校下こども会	南2	新
22	〃	上島 静夫	千代野GGOの会	西5	
23	監事	竹鼻 達夫	防犯協会千代野支部	西4	新
24	〃	川島 真希	千代野地区民生委員児童委員 協議会	西3	

事務局

No	役職	氏名	所属	住所	備考
1	事務局長	森 久樹	元千代野町内会連合会	西8	新
2	事務局員	松田 一朗		西8	
3	〃	大塚 麻紀	千代野公民館	西6	新

代議員

区分	No	氏名	所属	住所	備考
町内会代表	1	国分 剛	東1丁目町内会	東1	新
	2	木村 隆志	東2丁目町内会	東2	新
	3	横山 秀樹	東3丁目町内会	東3	新
	4	高島 一世	東4丁目町内会	東4	
	5	三輪 敏男	東5丁目町内会	東5	兼役員
	6	小村 正隆	東6丁目町内会	東6	新
	7	後藤 芳信	西1丁目町内会	西1	新
	8	勝山 哲哉	西2丁目町内会	西2	新
	9	北出 達也	西3丁目町内会	西3	新 兼役員
	10	松田 和己	西4丁目町内会	西4	新
	11	高本 純也	西5丁目町内会	西5	新
	12	北川 俊昭	西6丁目町内会	西6	新
	13	島田外喜治	西7丁目町内会	西7	新
	14	濱口 欣也	西8丁目町内会	西8	新
	15	村上 昇吉	南1丁目町内会	南1	新 兼役員
	16	濱島 白洋	南2丁目町内会	南2	新
各種団体推薦	17	田中 茂	防犯協会千代野支部	東5	
	18	牛島 覚	交通安全協会千代野支部	西3	
	19	舘 慎也	白山市北消防団北星分団	東1	兼役員
	20	山口 孝志	千代野防災支援アマチュア無線クラブ・ダンディパパ	東6	新
	21	島 清徳	千代野地区防災委員会	東6	兼役員
	22	宮田 一成	千代野体育協会	西1	
	23	山下 芳文	千代野地区社会福祉協議会	東2	新 兼役員
	24	鴻丸 勲	千代野はいかい対策委員会	東1	兼役員
	25	三国 外喜男	千代野地区民生委員児童委員協議会	西7	
	26	新橋 勝年	千代野あじさい会	東5	
	27	池田 政江	千代野ボランティア枝の会	東4	兼役員
	28	緑 洋子	千代野彩め会 配食ボランティア	東5	兼役員
	29	田中 和美	千代野文化協会	東3	
	30	中山 公一	千代野まつり保存会	西1	
	31	濱井 富枝	千代野音頭保存会	西6	兼役員
	32	中川 学	千代野小学校PTA	校長	新
	33	山中 力	北星中学校PTA	西4	新 兼役員
	34	斎藤 佑紀	千代野校下こども会	南2	新 兼役員
	35	上島 静夫	千代野GGOの会	西5	兼役員

千代野まちづくりネット規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、千代野まちづくりネット（以下、「本会」という。）と称し、事務所を白山市立千代野公民館内に置く。

(目的)

第2条 本会は、千代野地区の範囲（以下「地区」という。）における共通の課題解決を図り、「共に助け合い、みんなでつくる活力ある新しい地域コミュニティ」の構築を目的とし、自主的、主体的に地域活動を行うものとする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題を解決し、活性化を図るための事業。
- (2) 地区の課題解決に向けての協議、学習等に関すること。
- (3) 会員相互の連携に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 組織

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) 地区で活動する別表第1に定める団体
- (3) 地区に住所を置き、本会の目的に賛同する事業所
- (4) その他会長が必要と認める者

(会議)

第5条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会

2 本会は、必要に応じて部会、運営会議及び運営審議会を設置することができる。

(総会)

第6条 総会は、代議員及び役員により構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。
- 3 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。また、臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び代議員及び役員³分の1以上から請求があったとき並びに監事から開催の請求があったとき開催する。

- (1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること。
 - (2) 役員の選任・解任に関すること。
 - (3) 規約に関すること。
 - (4) その他本会の重要な運営に関すること。
- 4 総会は、代議員及び役員の過半数の出席により成立し、出席した代議員及び役員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 総会の議事については、議事録を作成し、出席者のうちから選任した1名と議長とともに署名押印する。
 - 6 総会は公開とし、会員で傍聴を希望する者は、傍聴することができる。

(役員会)

第7条 役員会は、監事を除く役員をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(プロジェクトチーム)

第8条 本会に、第3条の事業を推進するための組織としてプロジェクトチームを置く。

- 2 プロジェクトチームは、事業ごとに、知識・経験・技術のある人や関係する団体・事業所などにより組織するものとする。
- 3 プロジェクトチームには、役員の中から1人以上が参画するものとする。
- 4 プロジェクトチームの中からプロジェクトリーダーを選出し、プロジェクトリーダーを中心にして必要な事項の企画・立案及び執行にあたる。

(部会)

第9条 部会は、本会の目的を達成するために、その分野について、さまざまな事業を継続的に実施する必要がある、総会で承認された場合、部会を設置する。

- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 部会員は、会員から選任及び本会が公募した者をもって構成する。
- 4 部会長は、部会員の互選により選任する。
- 5 必要に応じ、部会に副部会長及び会計を置くことができる。副部会長及び会計は、部会構成員の互選により選任し、部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 会計は、部会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- 8 副部会長及び会計の任期は、役員の任期に準じる。
- 9 部会は、部会長が招集する。

(運営会議)

第10条 運営会議は、必要に応じて招集された役員をもって構成する。

- 2 運営会議は、本会の課題、事業の執行等について、連絡、調整を図る活動を行う。

(運営審議会)

第11条 本会の目的遂行と企画する事業等の適正化を図るため、本会に運営審議会を置くことができる。

- 2 運営審議会の委員は会員の中から会長が委嘱する。
- 3 運営審議会は、委員10人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。

第3章 代議員

(代議員)

第12条 代議員は、千代野地区の町内会代表者及び別表第1に定める団体から推薦のあった者とする。

- 2 代議員の定数は、60人以内とし、一定数の女性が参画できるよう努めるものとする。

(代議員の任務)

第13条 代議員は、総会または臨時総会において、第6条第3項に規定する事項について審議し、決定する。

- 2 代議員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べるることができる。

(代議員の任期)

第14条 代議員の任期は、1年とする。ただし、欠員により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 代議員は、再任されることができる。

第4章 役員

(役員)

第15条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理事 10名程度
 - (4) 会計 1名
 - (5) 監事 2名
- 2 必要に応じて役員会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第16条 役員は、総会において選出する。

(役員の仕事)

第17条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、(副会長が複数名置かれている場合は、会長があらかじめ指名した順序によって) その職務を代行する。
- (3) 理事は、役員会に出席し、会務を審議する。

- (4) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (5) 監事は、本会の会計及び会務の監査を行い、これを総会に報告する。

(役員任期)

第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 事務局

(事務局)

第19条 本会の庶務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員若干名を置く。
- 3 事務局長及び事務局員は、会長が委嘱する。
- 4 事務局の運営に関する必要事項は別に定める。

第6章 財務

(役員報酬及び交通費)

第20条 役員及び事務局員に報酬を支払うことができる。

- 2 本会の用務として、会議等への出席及び出張した場合は交通費を支給することができる。
- 3 詳細は別途定める。

(経費)

第21条 本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 その他

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和2年10月18日から施行する。
- 2 本会の設立された日の属する年度の会計年度は、第22条の規定にかかわらず、設立日から令和3年3月31日までとする。
- 3 本会設立当初の代議員及び役員任期は、第14条及び第18条の規定にかかわらず、設立日から令和3年3月31日までとする。
- 4 この規約は、令和3年4月24日から施行する。

別表第1

第4条第2号に定める団体	千代野町内会連合会
	防犯協会千代野支部
	交通安全協会千代野支部
	白山市北消防団北星分団
	千代野防災支援アマチュア無線クラブ・ダンディパパ
	千代野地区防災委員会
	千代野体育協会
	千代野地区社会福祉協議会
	千代野はいかい対策委員会
	千代野地区民生委員児童委員協議会
	千代野あじさい会
	千代野ボランティア枝の会
	千代野彩め会 配食ボランティア
	千代野文化協会
	千代野まつり保存会
	千代野音頭保存会
	千代野小学校 PTA
	北星中学校 PTA
	千代野校下こども会
千代野 GGO の会	